

「海外人事支援サービス」法人会員規約

第1条 目的

株式会社グローバル・ワン(以下「当社」という)の運営する海外人事支援サービス(以下「本サービス」という)は、本サービスを通じて会員企業・団体の発展とその構成員のより豊かな生活を実現することを目的とする。

第2条 会員

本会の目的に賛同し、本規約を承認の上、入会申込みを行い、当社が承認をした企業・団体等を法人会員、また、その社員または構成員を個人会員と称する。

第3条 会社費用負担サービスの利用

法人会員は、入会申込書に基づき、事前に定めた会社が費用負担するサービス(海外駐在員保険、海外引越し、ビザ・航空券から選択)を利用する。

費用は、サービス提供会社が発行する請求書に基づき、振込期日(以下「締日」という)までに、指定口座へ払い込むものとする。

なお、振込手数料は、法人会員が負担するものとする。

第4条 個人会員の登録及び異動の届出

1. 法人会員は、入会時に当社へ個人会員利用者数の届出を行い、該当の個人会員へ速やかに本サービス利用ツールを配布し、会員登録、利用を促すものとする。

なお、次年度更新時に利用者の増減があった場合に限り、法人会員は当社に申告するものとする。

2. 前項に基づく個人会員の新規加入は、当社で事前に用意する本サービス専用 URL より、個人会員が会員登録を行い、登録完了通知をもって、利用することができる。

退会は、本帰国後、1か月以内に、個人会員が会員サイト内より、退会申請を行うものとするが、再度渡航する可能性がある場合に限り、継続して利用できるものとする。

なお、退会する個人会員は退会申請日の月の月末まで、サービスを利用することができる。

第5条 会員向けサービスの種類・内容

会員向けサービスとは、自動付帯される個人向け福利厚生サービスを指し、個人会員は、法人会員が本会への入会に関して当社との間で締結する契約(以下「入会契約」といい、これに付帯して締結する業務委託契約を含む)に応じて指定されるサービスの提供を受けることができる。

本会で提供する個々のサービス内容、利用価格及び特典、利用方法等は、当社より個人会

員に配布されるガイドブック（電子版）、会報誌及びホームページ等で指定される。

第6条 会員向けサービスの対象者の範囲

1. 本会のサービスを受けることができる者は、原則として個人会員本人、その配偶者及び各々の二親等以内の親族とする。
2. 法人会員は、個人会員以外の第三者(前項の個人会員の配偶者及び各々の二親等以内の親族を除く)に本会のサービスを利用せしめてはならない。

第7条 会員IDの発行

当社は、個人会員に対し、個人会員が会員登録時に使用するメールアドレスを会員IDとして利用し、会員登録の完了をもって、個人会員たる地位を取得する。

第8条 会員ID及びパスワードの再発行

個人会員が会員ID及びパスワードの紛失等により再発行を必要とするときは、個人会員は、所定の方法にて当社に再発行申請を行うものとする。

第9条 法人会員資格の有効期間

1. 法人会員資格の有効期間は、別段の取り決めがない限り、原則として入会后1年間とし、期間満了日が属する月の2ヵ月前までに、終了の意思表示がない場合には、更に1年間延長され、以後も同様とする。
2. 法人会員資格の有効期間が延長されなかった場合、当該法人会員は、法人会員資格の有効期間の期間満了日をもって会員資格を喪失するものとする。

第10条 法人会員の中途退会

法人会員の中途退会は原則として暦月の末日付けとし、退会希望月の2ヵ月前までに、当社に退会の意思を通知の上、所定の様式により退会手続きを行い、法人会員は退会日付で自動的に会員資格を喪失するものとする。

第11条 会員資格の取消し

1. 当社は、次のいずれかの場合には、法人会員の会員資格を取り消すことができる。
この場合、法人会員は当社が法人会員の会員資格の取消しを通知した日付で自動的に会員資格を喪失するものとする。
 - (1)法人会員が倒産またはそれに準ずる事態、解散、営業停止処分等により事業を停止し、またはその恐れが生じたとき
 - (2)法人会員がその他本規約に定める事項、その他の規約若しくは特約等について違反したとき

- (3) 法人会員の入会申込書の内容に虚偽の記載があったとき
 - (4) 個人会員が不適正なサービス利用により本会の正常な運営を妨げ、または信用を傷つけていると当社が判断したとき
2. 当社と法人会員との間の入会契約が期間満了、解除その他の事由により終了したときは、法人会員は、入会契約の終了日付で、会員資格を喪失するものとする。
 3. 第9条の定めるところにより法人会員が本会の会員資格を喪失した場合、当該法人会員に属する個人会員は、法人会員の会員資格喪失日付で、自動的に会員資格を失うものとする。
 4. 法人会員は、会員資格を喪失した場合には、当該法人会員に属する個人会員に対して、自らの責任により、本会の会員資格の喪失について必要な周知を行うものとする。

第12条 個人情報の取扱い

1. 当社は、会員登録に際して法人会員または個人会員より届け出られた利用者本人を識別する情報(以下「個人情報」という)を厳に秘密として管理し、法人会員及び個人会員の事前の承諾なく第三者に提供または開示しないものとする。
ただし、次のいずれかの場合には、法人会員及び個人会員の事前の同意なくして当社は、第三者に対して個人情報を提供または開示できるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、法人会員及び個人会員の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆の衛生の向上、または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、法人会員及び個人会員の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、法人会員及び個人会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 個人情報保護法に違反しない方法で提供する場合
 - (6) 当社と業務提携を行っている各サービス提供企業に対して提供する場合
2. 当社は、個人情報を次の目的に限定して利用するものとする。
 - (1) 当社が法人会員及び個人会員にサービスを提供するため
 - (2) 個人会員に対するガイドブック及び会報誌の発送並びにサービスの案内
 - (3) 会員情報の管理
 - (4) その他本会のサービス提供に必要な業務
3. 第1項の規定にかかわらず、当社は、前項の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に対して業務委託する場合がある。
4. 第1項の規定にかかわらず、当社は、個人会員にかかる個人情報について、福利厚生サービスの委託元である法人会員と共有する場合がある。

5. 法人会員の退会、個人会員の退職等により個人会員が会員資格を失った場合、その個人情報については、当社は、原則として、提供するサービスの内容に応じて法人会員との契約または協議により消去または廃棄する。

6. 法人会員は、入会の際に、当社がサービス提供の目的のために個人会員にかかる個人情報を取得し、また必要に応じて第三者に対し本条第1項、第3項及び第4項に定める態様により第三者に提供又は開示をすることがあることを、個人会員に対し事前に周知せしめ、かつ、承諾させるものとする。

第13条 守秘義務

当社及び法人会員は、サービス提供業務の運営を通じて知り得た相手方の営業上または技術上の機密情報について守秘義務を負うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1)相手方から事前の承諾がある場合

(2)弁護士、会計士、税理士その他アドバイザー等に開示する場合

(3)知り得た機密情報が次の一に該当する場合

①開示を受けたときに既に公知であった情報

②開示を受けたときに既に自己が保有していた情報

③開示を受けた後に第三者から適法に取得した情報

④開示を受けた後に、開示を受けた当社または法人会員の責によらずに公知となった情報

⑤開示を受けた機密情報を使用せずに開示を受けた当社または法人会員が独自に開発した情報

⑥裁判所又は行政庁により適法に開示を求められた情報やその他法令により開示が義務づけられる情報

第14条 サービス提供責任

1. 当社は、善良な管理者の注意をもって良質なサービスの提供に努める。

2. 当社は次の場合、何らの法的責任を負わない。

ただし、当社は、(2)の場合には、可能な範囲で、個人会員と提携事業者との間の紛争の解決に努めるものとする。

(1)不可抗力によりサービス提供が不可能になった場合

(2)個々のサービスの利用において個人会員と提携事業者との間で紛争が発生した場合

3. 当社の提携施設が提供するサービスまたは情報の利用の結果、個人会員または他の利用者が、損害または傷害を被った場合には、当該個人会員または他の利用者は、当該損害または傷害が当社の故意または重大な過失に基づく場合を除き、当社に対して何らの請求も行えないものとする。

第15条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び法人会員は、自ら(主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」という)でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。
 2. 当社及び法人会員は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
 3. 当社及び法人会員は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合または前2項の誓約に反した場合、当社と法人会員との入会契約または業務委託契約を、何らの催告を要せず直ちに解除できるものとする。
- なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。

第16条 規約の改定及びサービス内容の変更等

- 当社は、本会の健全な運営を図るため、または提携先との提携条件の変更や提携解消等により、本規約またはサービス内容の変更を行うことができる。
- この場合は法人会員に対する郵送にて告知するものとする。

第17条 通知

1. 当社及び法人会員は、自己の商号・名称、住所その他相手方に通知等を発送する際に必要となる事項に変更がある場合は、変更後すみやかに通知するものとする。
2. 前項の違反その他の事情により、相手方に通知等を送達させることができないときは、当社または法人会員は、届出の住所に宛てて通知等を発送することにより、通常到達すべき時に当該通知等が到達したものとみなすことができる。

第18条 準拠法及び管轄裁判所

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

法人会員または個人会員と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2020年8月21日改定
株式会社グローバル・ワン